

給付金関係 つづき

福岡県	福岡県持続化緊急支援金
内容	新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受けている福岡県内事業者の事業継続を幅広く支援するため、国の「持続化給付金」の対象とならない県内事業者の方に対して、支援金を給付するもの。
給付額	法人は50万円、個人事業者は25万円 (ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とする。※給付は1回限り。)
支給対象	●新型コロナウイルスの影響により、売上が前年同月比で、30%以上～50%未満減少している以下の者 ・資本金10億円以上の大企業を除く、中堅・中小法人、個人事業者 ・医療法人、農業法人、NPO法人など、会社以外の法人
申込期間	令和2年5月2日～緊急事態解除宣言がなされた日の翌月末（最長令和3年1月15日）
申請方法	Web上での申請が基本。 ■申請先 https://www.kinkyushienkin.pref.fukuoka.lg.jp/
相談ダイヤル	福岡県持続化緊急支援金 相談窓口 0570-094894（平日9:00～17:00）※5月は土、日、祝日も開設

福岡市	緊急事態宣言に伴う事業継続に向けた店舗への家賃支援
内容	緊急事態宣言に基づき福岡県から出された休業要請を受け休業した施設や時間短縮営業した飲食店などの店舗の家賃の8割 (①令和2年4月7日から同年5月6日までの分は上限50万円、②令和2年5月7日から同年5月31日までの分は上限30万円)を支給します。
給付額	1か月分の家賃の8割（上限額有り）〔各1回のみ〕
対象期間	①令和2年4月7日から同年5月6日まで ②令和2年5月7日から同年5月31日まで
支給対象	①については、福岡県の協力要請を受けて、定休日を含む15日以上休業した施設や時間短縮営業した飲食店など 福岡県が指定した「基本的に休止を要請する施設」、「基本的には休止を要請しない施設のうち食事提供施設（※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供については夜7時までとすることを要請）」 ②については、①と対象施設は同じですが、詳細は現在検討中 福岡県が指定した「基本的に休止を要請する施設」 例：集会、展示施設、商業施設（床面積の合計が100㎡以下の施設は例外） 例外：生活必需物資、販売施設、工場等
申請時期	①については、申請受付開始は5月13日、支給開始は5月18日頃を予定。 ②については、申請受付開始は5月下旬以降を予定。
相談ダイヤル	店舗への家賃支援お問い合わせダイヤル 092-401-0019（受付時間 平日9:00-18:00）